

認可外保育施設等をご利用の保護者 各位

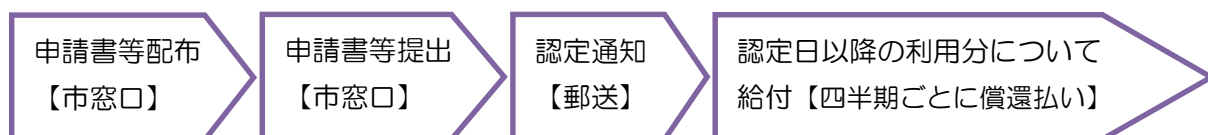
土岐市こども家庭課

令和6年度 子育てのための施設等利用給付に関する手続きのご案内

土岐市に在住し、認可外保育施設等を利用する方を対象に、令和6年度の子育てのための施設等利用給付に関する申請の受付を、下記の通り実施いたします。手続き方法をご確認のうえ、該当する提出書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 給付までの流れ



* 認定は年度ごとになりますので、令和5年度に申請された方についても申請が必要です。

* 償還払いの手続きについては、認定通知時にご案内いたします。

《認可外保育施設等とは》

認可外保育施設等とは、次の施設又は事業を指します。

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業（「預かり」または預かりと一体に行われる「送迎」が対象）
- ・ 病児・病後児保育

* 給付の対象となるには、ご利用の認可外保育施設等がその所在地の市町村により子育てのための施設等利用給付に該当する施設である確認を受けている施設であることが必要です。

2. 認定の要件

子育てのための施設等利用給付に関する手続きは、保育料の無償化を受けるために必要な手続きです。認可外保育施設等をご利用の方が無償化の対象となるには、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の規定により、住所地の市役所に申請をして次のいずれかの認定を受ける必要があります。

ただし、認定要件を満たす場合でも、認可保育所等に通園するお子さん、市内の公立幼稚園に通園する5歳児のお子さん、その他平日の開所時間数が8時間以上又は年間開所日数が200日以上の私立幼稚園に通園するおきさんは、認可外保育施設等の利用に係る給付を受けることはできません。

認定区分	認定要件
2号認定 〈法第30条の4第2号認定〉	①3歳児以上（年度初めの4月1日時点で3歳以上の子） ②保護者の方が家庭で保育ができない理由*1（就労等）がある
3号認定 〈法第30条の4第3号認定〉	①3歳児未満（年度初めの4月1日時点で3歳未満の子） ②市民税非課税世帯である ③保護者の方が家庭で保育ができない理由*1（就労等）がある

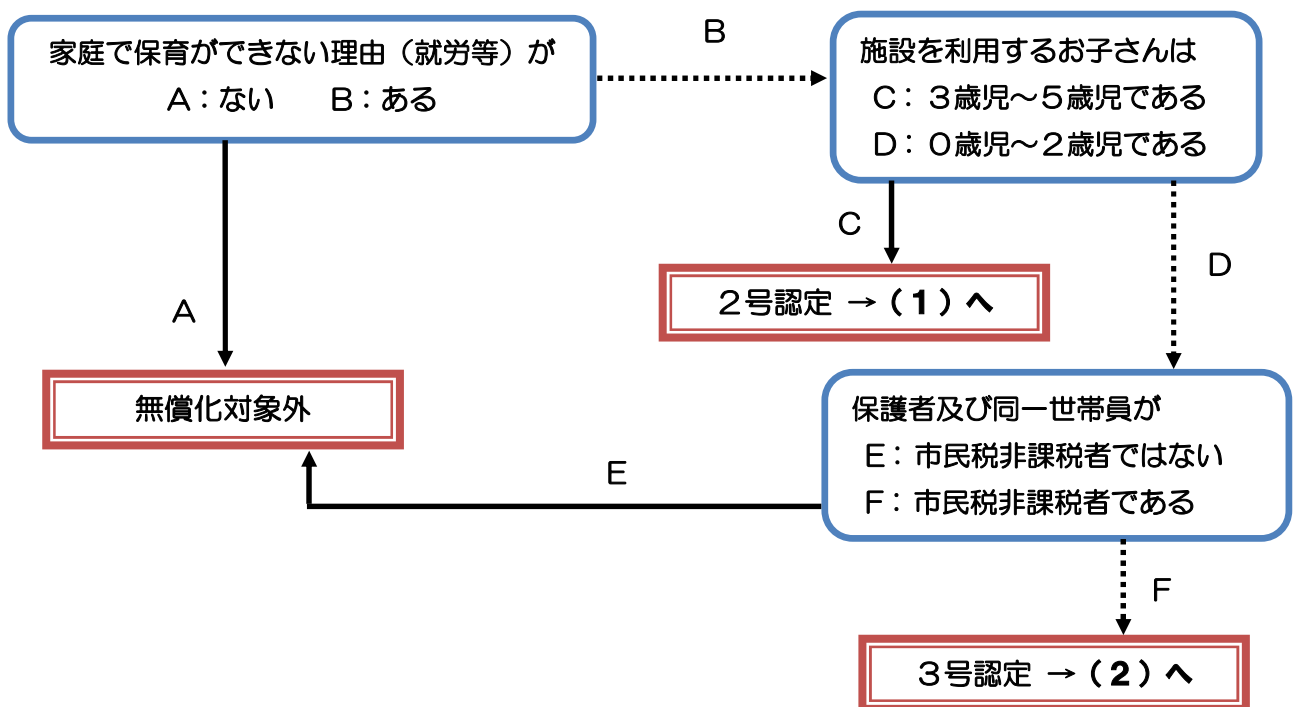
※1 家庭で保育ができない理由（保育の必要性）について

保護者全員が次のいずれかに該当し、お子さんを保育することができないと認められる場合は、保育の必要性があると認定されます。

就労	1月に60時間以上仕事をするのが普通であること
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もないこと（産前6週、産後8週）
疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいを持っていること
病人の看護等	同居の親族が長期にわたる病気等により常に看護や介護が必要な状態であること
家庭の災害	火災や風水害、地震などにより、家庭を失ったり、家を破損したりしたため、その復旧をしていること
求職活動	求職のための活動及び起業の準備等を継続的に行っていること（原則60日まで）
就学	大学や専門学校（職業訓練校を含む）に在学していること
その他	保育が必要と市長が認める上記の事項に類する状態にあること

3. 提出書類

世帯の状況等により、提出していただく書類が異なります。次のフローチャートにて、該当する提出書類のご確認をお願いいたします。様式はこども家庭課の窓口で配布しています。



(1) 2号認定の場合の提出書類

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- ・次の表に示す、保育が必要な理由に応じた書類（保護者全員分）

理 由	提 出 書 類
就労	就労証明書（同封の土岐市指定様式）
就労(自営) ※法人以外	就労証明書 自営を証明する書類の写し （最新の確定申告書・源泉徴収票・営業許可証・開業届等）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が記載されているページ）
疾病・障がい	医師の診断書（治療期間及び保育が困難である理由が明記されたもの） 身体障害者手帳・療育手帳等を有する場合はその写し
病院の看護等	介護等状況申告書*2及び介護保険証の写し、診断書など
家庭の災害	罹災証明書
求職活動	ハローワークカードの写しなど（求職活動中であることを証明するもの）*3
就学	在学証明書（入学予定の場合は合格通知等）及び授業時間が確認できる書類

※2 介護等状況申告書を提出する場合は、土岐市役所こども家庭課にて様式をお受け取りください。

※3 求職活動を理由とした場合は、利用開始後 60 日以内に就労証明書等の書類により今後利用できる基準に該当するかどうかを確認させていただきます。

(2) 3号認定の場合の提出書類

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- ・(1)の表に示す、保育が必要な理由に応じた書類（保護者全員分）
（以下は、令和5年1月1日時点の住所が土岐市以外の方のみ）
- ・令和5年度（令和4年分）市町村民税の所得課税証明書（保護者全員分）

* 令和5年1月1日時点の住所地の市役所等にて取得してください。

【提出にあたっての注意事項】

* 申請書は、記入例を参考に正確にご記入ください。

* 就労証明書は、保育が必要な理由が「就労」の場合にご利用ください。事業所記入欄は、勤め先で記入・証明していただくようお願いいたします。

* きょうだいを利用の場合は、申請書はお子さんごとに必要ですが、保育が必要な理由に応じた書類・所得課税証明書は各1通ご提出いただければ結構です。

* 申請後の書類審査の際に、ご記入いただいた連絡先へお電話する場合がありますのでご了承ください。

4. 提出方法

提出が必要な書類は、認可外保育施設等を利用する前までに、土岐市役所 こども家庭課窓口へご提出ください。

5. 給付対象費用及び上限額

無償化の対象は保育料のみです。（ファミリー・サポート・センター事業は、「預かり」又は預かりと一体的に行われる「送迎」も対象。）給食費等その他の費用は対象にはなりません。また、無償化を受けることができる額には次の通り上限があります。上限額を超えた分は、保護者負担となります。

- ① 認可外保育施設等のみをご利用のお子さんは、3歳児以上は月額37,000円まで
3歳児未満は月額42,000円まで
- ② 幼稚園等^{*4}と併用するお子さんは、月額11,300円まで

※4 平日の開所時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の施設に限ります。

市内の公立幼稚園では、5歳児は預かり保育を行うため対象外となりますが、3・4歳児については対象となります。

*給付費の支給は、四半期ごと（4～6月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分）に保護者の方からの請求による償還払いとなります。詳細については、認定通知時にお知らせいたします。

6. 問い合わせ先

このご案内に関することについては、土岐市役所こども家庭課へお問い合わせください。

土岐市役所 こども家庭課 幼稚園・保育園係

TEL①：0572-54-1111（代表） 内線186・187

TEL②：0572-54-1336（直通）

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101